

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

農 政 第 152 号
令 和 6 年 9 月 13 日
久 慈 市 長 遠 藤 謙 一

市町村名 (市町村コード)	久慈市 (207)
地域名 (地域内農業集落名)	大川目町・久慈地区 (広野・枝成沢・畑田・寺里・天神堂・門前・旭町・源道・湊町上、中・湊町下・新井田・川貫・第一町内・第二町内・生出町・仲小路・新丁千草・三日町(下、上)・砂子(上、下)・森(中、下、上)・山口・外里・中田・田子内・新町(上、下)・田中・長久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 6 月 26 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・農業者の高齢化や後継者不足により、現状の農地の利用状況を維持するためには担い手が不足している。
・水路、農道等の維持管理に苦慮している。また、水不足などの耕作条件不利地がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水田に大豆等の高収益作物を導入する。
・水田で飼料用米、WCS用稲を作付けし、耕畜連携を図る。
・基盤整備された農地を中心に水稻を主要作物としつつ、担い手農家の経営安定を図るため、園芸品目との複合経営を推進するとともに、省力化や低コスト生産技術の導入及び普及を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	491 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	検討中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	検討中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。
久慈農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
大川目地区のほ場整備された水田について、大規模な農地中間管理事業の活用による担い手組織への集積・集約化を進め、分散錯圃を解消し団地面積の拡大を図る。 その際農地利用最適化推進委員や農地コーディネーターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農地コーディネーターと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を推進する。 多面的機能支払交付金を活用して、農道や水路等の修繕・更新など農業用施設の長寿命化対策に引き続き取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 担い手が活用できる補助制度、融資制度、共済制度等による支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業受託を行う事業体の取組を支援するとともに、農業支援サービスの活用を推進することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制の整備と遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	担い手育成、販路拡大等

【選択した上記の取組方針】

- ⑦地域内農家相互の連携を図る。
- ⑨軽トラック市の開催環境の整備を図る。
- ⑧補助事業等を活用した農事組合法人組織等の機械整備を計画する。
- ⑦大川目町河南の耕作放棄地の解消に向けて、河南と河北が協力して整備の可能性について検討する。
- ⑨農事組合法人の新規就農者受入経営体への登録。
- ①有害鳥獣被害を軽減するため、効果的な追い払い方法等について情報収集に努める。